

睡眠医療特定地域専門医・指導医制度および特定地域専門施設設置に関する規約

(設置)

第1条 一般社団法人日本睡眠学会に、睡眠医療およびその指導の地域偏在を解消するため、過渡的措置として、睡眠医療特定地域専門医・指導医制度および特定地域専門施設を設置する。

(役割)

第2条 睡眠医療特定地域専門医・指導医および特定地域専門施設は、①地域の睡眠医療レベルの向上のため、所属施設での睡眠診療を定期的に行い、周辺地域からの睡眠障害関連相談の窓口となること。②日本睡眠学会総合専門医取得を目指す地域の医師の求めに応じ指導を行うこと。

(指定条件等)

第3条 睡眠医療特定地域専門医・指導医および特定地域専門施設の指定条件等は次のとおりとする。

・睡眠医療特定地域専門医の指定条件

現在、睡眠障害に関する専門外来を行っている全国の大学病院本院もしくはその分院で勤務しており、以下の条件を原則満たし、睡眠学会理事会で承認されたもの。なお理事会への推薦は、各地域の睡眠医療の事情を考慮して認定事業推進委員会が選出・協議して行う。

- 1) 基本領域の機構による専門医であること
- 2) 各所属施設の睡眠外来を担当し、睡眠外来を統括しているもの（各施設原則一名）
- 3) 毎週定期的に半日以上の睡眠外来にて診療を行っているもの
- 4) 睡眠呼吸障害もしくは不眠障害または中枢性過眠症のいずれか診療を行っているもの
- 5) 睡眠専門外来での診療経験が原則3年以上であること
- 6) 履歴書および外来状況に関する報告書を提出できること
- 7) 日本睡眠学会会員に入会することを了承するもの
- 8) 本制度の有効期間は理事会承認後5年間とする。
- 9) 睡眠医療特定地域専門医を申請する際には、次の書類を提出する。
 - a) 睡眠医療特定地域専門医・指導医の申請書。
 - b) 最終学歴、医師免許取得年月日、職歴及び基本領域の専門医としての所属学会の会員歴を含む履歴書。
 - c) 睡眠医療に従事したことを示す所属診療科の長による推薦状、
 - d) 基本領域の専門医である証のコピー。
 - e) 医師免許証のコピー。
 - f) 睡眠医療特定地域専門施設の申請書。
 - g) 日本睡眠学会入会申請書

※その他

- 1) 睡眠医療特定地域専門医の氏名・所属は睡眠学会ホームページにて公示される
- 2) 特定地域専門医が所属する施設は特定地域専門施設とする。
- 3) 睡眠医療特定地域専門医は以下を享受できる

- a. 睡眠学会学会員として登録（無料）、特定地域専門医・指導医認定証発行（無料）
- b. 睡眠学会会費および定期学術集会参加費は就任後3年間免除
- c. 就任3年後、睡眠学会会員を継続した場合、睡眠医療特定地域専門医としての3年間は、会員としての経歴に含まれる。
- d. 就任3年後に学会会員として継続した場合、移行措置試験を受験し、合格することで総合専門医になることができる。（移行措置試験受験料・認定証発行料は必要）
- e. 総合専門医取得後は指導医講習会を受講することにより指導医資格を取得できる（その際受験料・認定証発行料は必要）

4) 特定地域専門医の退任

- a. 特定地域専門医が所属する特定地域専門施設を退職する際は、特定地域専門医を取り消されるため、必ず学会事務局に連絡する。
- b. 同施設に所属する別の睡眠外来担当医師に引き継ぎを希望する場合は、特定地域専門医の指定条件の9)にあるa)睡眠医療特定地域専門医の申請書。b)最終学歴、医師免許取得年月日、職歴及び基本領域の専門医としての所属学会の会員歴を含む履歴書。c)睡眠医療に従事したことを示す所属診療科の長による推薦状、d)基本領域の専門医である証のコピー。e)医師免許証のコピーを学会事務局に提出し、認定事業推進委員会にて審議したのち、引続の可否については理事会にて承認する。

・睡眠医療特定地域専門指導医の指定条件・その他

- 1) 睡眠医療特定地域専門医であること
- 2) 日本睡眠学会総合専門医取得を目指す地域の医師の求めに応じ指導を行う役割を担う。その際、指導した受験者は無償で睡眠学会によるマッチングにて指導医のweb指導を受講できる。
- 3) 特定地域指導医資格の取り消しは特定地域専門医を退任した時点とする。

・睡眠医療特定地域専門施設の指定条件・その他

- 1) 特定地域専門医が睡眠外来を行っている所属施設は特定地域専門施設とする。
- 2) 特定地域専門施設の施設名、住所、連絡先は睡眠学会ホームページ上に公示される。
- 3) 特定地域専門施設認定に関わる費用はすべて無料とする
- 4) 所属する特定地域専門医が退職した時点で特定地域専門施設認定は自動的に取り消される。但し、特定地域専門医を所属する他の医師に引き継ぎを申請した場合は、次回理事会承認までの期間は暫定的に特定地域専門施設の継続とする。

(規約の変更、廃止)

第4条 この規約の変更、廃止は理事会の決議により行う。

この規約は、令和 6 年 7 月 17 日から施行する。